

第9回 農業委員会定例議会議事録

1. 開催日時 令和2年9月29日（火）9時30分～10時00分
2. 開催場所 門川町役場 南別館2階会議室
3. 出席委員 (9人)
会 長 1 番 米良 成志
副 会 長 10 番 金丸 幸子
委 員 2 番 津島 伊佐雄 3 番 米良 多恵子 5 番 黒木 稔
6 番 藤本 寿弘 7 番 児玉 道治 8 番 川崎 正義 9 番 染田 良作
4. 欠席委員 (1人)
5. 欠員議員 (0人)
6. 出 席 農地利用最適化推進委員 (5人)
推進委員 白木 洋 染田 通明 松本 邦彦 安田 初美 米澤 一夫
7. 議事日程 報告第13号 農地の転用届出の件について
報告第14号 農地の所有権移転及び転用届出の件について
報告第15号 農地の用途変更届出の件について
議案第17号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）の件について
議案第18号 現況証明（非農地証明願）の発行の件について
8. 議事の概要
開会 議長 それでは、開会いたします。
今日の出席議員は9名で議事録署名委員は6番委員と7番委員です。宜しく願いいたします。
『報告第13号 農地の転用届出の件について』を議題とします。
事務局の説明をお願いします。
事務局 報告第13号 農地法第4条の届出の件について説明いたします。
この報告は市街化区域内の自己所有農地の転用となります。
申請番号1でございます。場所については4頁の地図をご覧ください。南町4丁目の10号線沿いで、米良自動車販売スバルショップ門川様から10号線を挟んだ海側の対面になります。畑1筆の588㎡になります。詳細な地番図は3ページをご参照ください。
議長 説明は終わりました。この議案につきましては、報告案件でございますので、それぞれ把握しておいて下さい。
次の議案に移ります。
『報告第14号 農地の所有権移転及び転用届出の件について』を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局	報告第14号 農地法第5条の届出の件について説明いたします。この報告は市街化区域内の他者所有農地からの権利移動を伴った農地転用となります。 申請番号1でございます。場所については、7頁の地図をご覧ください。加草地区10号線沿いにあります天領うどん門川店前の交差点から須賀崎地区方面に入りまして、地図の左側になりますが、ひまわり会あさひ学園様前を通過した先にあります、田1筆427㎡となります。詳細な地図は、6頁をご参照ください。以上です。
議長	説明が終わりました。この件につきましても報告案件でございますので、それぞれ把握をしておいて下さい。 次に、『報告第15号 農地の所有権移転及び転用申請の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	報告第15号 農地の用途変更届出の件について説明いたします。この報告は、農地の用途に対して全部又は一部変更を予定する場合に行うものとなります。 まず、申請番号1、2を併せて説明させていただきます。場所については、11頁の地図をご覧ください。申請番号1で4筆、申請番号2で1筆、計5筆の届出につきましては、いずれも隣接する農地となっております。申請人は異なりますが、兩人申し合わせであり、今回の届出に至っております。場所については、11頁の地図をご覧ください。宮ヶ原地区の県道（土々呂日向線）から中村地区に向けて鳴子川沿いの町道、地図の下側から入りまして、中村集落の北側に位置する農地になります。 申請番号1については、田3筆の1,423㎡、畑1筆175㎡、合計4筆の1,598㎡となり、申請番号2については、田1筆の199㎡となります。詳細な地番図は、10頁をご参照ください。 次に9頁の、申請番号3でございます。場所については、13頁の地図をご覧ください。 西門川、上井野地区の国道388号線沿いの更正橋から県道に入り、三ヶ瀬地区の本田商店様付近の三差路を市の原方面に進んだ先の農地となります。地図の右上側から入りまして、開田橋付近の、田1筆711㎡となります。詳細な地番図は、12頁をご参照ください。以上です。
議長	説明が終わりました。この件につきましても報告案件でございますので、それぞれ把握をしておいて下さい。 次に、『議案第17号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第17号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）の件について説明いたします。こちらは、同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について提案させていただきます。議案書は14頁から15頁になりますが、申請番号1、2共に借受人が同一人物であること、またその該当地が隣接することから併せて説明させていただきます。 場所については、17頁の地図をご覧ください。宮ヶ原地区の県道から中村地区に向けて鳴子川沿いの町道、地図の下側から入りまして、中村集落の手前に位置する農地となります。 申請番号1については、田2筆の1,607㎡となり、申請番号2については、田1筆835㎡となります。詳細な地番図につきましては、16頁をご参照ください。以上です。

議長	説明はおわりました。推進委員のご意見を伺います。
染田推進委員	推進委員の染田です。申請番号1番2番について、借受人が同一人物でございますので、併せて説明いたします。去る9月25日13時より川崎委員、津島委員、事務局の水永係長と私の4人で現地確認をいたしました。 農地の貸付人、借受人の所在につきましては、事務局の説明及び議案書のとおりで、10年間の賃貸借の設定となっています。借受人はミニトマト栽培を中心にハウス園芸をされている中村地区の認定農業者で、ハウスの施設用地として活用する計画となっています。なお、当該農地については今回借受人が以前より賃貸借の設定を行っているもので、今回の計画においてその賃貸借を継続、期間の延長をするものであります。 借受人が地域の重要な担い手であり、これまでも十分な実績があることなどから本案件につきましては特に問題はないと思われまます。
議長	説明が終わりました。他の委員のご意見はございませんか。 問題は無いと思いますが、特にご意見ございませんか。借受人が同一なので、1番2番共に一緒に採決したいと思います。賛成の方は、挙手をお願いします。 全員賛成であります。 次に『議案第18号 現況証明（非農地証明願）の発行の件について』を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第18号 現況証明（非農地証明願）の発行の件について説明いたします。 議案書は18頁になります。まず、申請番号1でございます。場所については、20頁の地図をご覧ください。加草区共同墓地下の県道から門川南スマートインターチェンジ入口に向けて町道に入った先の農地となり、畑1筆の377㎡となります。詳細な地番図は、19頁をご参照ください。 次に、申請番号2でございます。場所については、22頁の地図をご覧ください。西門川、上井野地区の国道388号線沿い更正橋から県道に入り、三ヶ瀬地区の本田商店様付近の三差路を市の原方面に進み、市の原公民館を通り過ぎた後に現れます奥野橋を渡った先、地図の右上側から入りますが、猪ノ内トンネル付近の農地、田1筆の2,585㎡となります。詳細な地番図は、21頁をご参照ください。 次に、申請番号3でございます。字折木の場所については、24頁の地図をご覧ください。地図の左上側が庵川東地区、塩屋崎のハウス団地となりますが、その東側に位置する山際の農地、田1筆の975㎡となります。字塩屋崎の場所については、26頁の地図をご覧ください。庵川東地区、米澤土木様付近の農地で、畑1筆の258㎡となります。以上です。
議長	説明は終わりました。地区が違いますので、申請番号順に審議を行います。 申請番号1につきまして、推進委員のご意見を伺います。

染田推進委員

推進委員の染田です。9月25日13時より、事務局の水永係長、地区担当農業委員の津島氏、川崎氏と私の4人で、現地確認を行いました。場所は広域農道より、門川スマートインターに入りまして、200m内で、150mぐらい入った右側山手の物件で、地目は畑ですが、10年以上耕作放棄されており、現況は原野になっております。今後農地にするのは困難な状況であります。所有者からは、非農地証明願が出ていますので、ご審議の程、宜しくお願いします。

議長

他の委員のご意見はございませんか。特に問題はないようですが、この件につきまして、賛成される方、挙手願います。

全員賛成でございます。

申請番号2につきまして審議いたします。推進委員のご意見を伺います。

安田推進委員

推進委員の安田です。先日18日事務局の水永係長、農業委員の黒木稔氏と3人で、現地確認を行いました。申請されている現地は、西門川三ヶ瀬地区の市の原集落から町道市の原線の終点で、猪ノ内トンネルを抜けたすぐ右の位置にあります。申請地は四方を豊かな山に囲まれ、約10年以上耕作していない事で、ススキ等の大きな草や雑木に覆われ、身の丈以上に繁殖しております。周囲には家屋はなく、このまま耕作放棄しても環境に深刻な影響は与えることないと思われます。ご審議の程宜しくお願いします。

議長

説明は終わりました。他の委員のご意見はございませんか。特に問題はないようですが、賛成の方、挙手願います。

全員賛成でございます。

申請番号3に入ります。推進委員のご意見を伺います。

米澤推進委員

推進委員の米澤です。申請番号3について、申請地は2筆ございますので、順に説明いたしますが、申請人は庵川東在住の方となります。

まず、最初の1筆目ですが、所在は大字庵川字折木、田1筆の975㎡です。

現況は原野のような状況となっております。

現地の南側は山林が隣接しており、山からの水が直接流れ込んでくる湿地帯となっております。10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として利用することが困難な土地であるという理由で今回の申請になつたとのことことです。

次に、2筆目ですが、所在は大字庵川字塩屋崎、畑1筆の258㎡です。現況は原野のような状況となっております。現地への進入には東側の道路から用水路の上に架かった小さな石橋を渡るしかなく、加えて周辺農地とも高低差があるため利用しづらいように見受けられます。先ほどの件と同様に10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として利用することが困難な土地であるという理由で今回の申請に至ったとのことことです。

以上の理由と、9月23日に染田委員、藤本委員、事務局の水永係長と私の4人で現地確認を行った結果を総合的に勘案しまして、当該地を今後農地として利用することは困難であろうと判断したところですので、ご審議の程、宜しくお願いします。

議長

説明は終わりました。ご意見ございませんか。10年以上耕作放棄され、特に問題はないと思いますが、申請番号3について、賛成の方、挙手願います。

全員賛成でございます。

議案につきましては、以上でございます。

以上を持ちまして、第9回農業委員会定例総会を閉会します。

令和2年9月29日

議事録署名人

6番委員

藤本 新弘

7番委員

興玉 道治